

議案第 1 号

苫小牧市教育委員会委員の任命について

苫小牧市教育委員会委員 齋藤 智子 氏が令和 7 年 1 1 月 2 1 日をもって任期満了となるため、その後任に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

記

議案第 2 号

令和 6 年度苫小牧市一般会計歳入歳出決算の認定について

別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

議案第 3 号

令和 6 年度苫小牧市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

議案第 4 号

令和 6 年度苫小牧市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

議案第 5 号

令和 6 年度苫小牧市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

議案第 6 号

令和 6 年度苫小牧市水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

令和 6 年度苫小牧市水道事業会計に係る利益剰余金の処分について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるとともに、令和 6 年度苫小牧市水道事業会計決算について、別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

議案第 7 号

令和 6 年度苫小牧市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定
について

令和 6 年度苫小牧市下水道事業会計に係る利益剰余金の処分について、地方公
営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるとともに、令和 6 年度
苫小牧市下水道事業会計決算について、別冊のとおり監査委員の審査意見を付け
て議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

議案第 8 号

令和 6 年度苫小牧市立病院事業会計決算の認定について

別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

議案第 9 号

令和 6 年度苫小牧市公設地方卸売市場事業会計決算の認定について

別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

議案第10号

令和7年度苫小牧市一般会計補正予算（第4回）について

次のとおり議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

令和7年度苫小牧市一般会計補正予算（第4回）

令和7年度苫小牧市の一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ904,105千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,758,309千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 国庫支出金		19,659,740	55,015	19,714,755
	2 国庫補助金	3,797,120	55,015	3,852,135
17 道支出金		6,009,824	978	6,010,802
	1 道負担金	4,552,824	978	4,553,802
18 財産収入		350,697	54,000	404,697
	2 財産売払収入	209,327	54,000	263,327
19 寄附金		1,549,710	4,623	1,554,333
	1 寄附金	1,549,710	4,623	1,554,333
20 繰入金		3,427,053	457	3,427,510
	2 基金繰入金	3,363,139	457	3,363,596
21 繰越金		285,290	639,032	924,322
	1 繰越金	285,290	639,032	924,322
23 市債		7,612,500	150,000	7,762,500
	1 市債	7,612,500	150,000	7,762,500
歳 入 合 計		91,854,204	904,105	92,758,309

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		8,943,003	29,845	8,972,848
	1 総務管理費	5,768,835	3,224	5,772,059
	2 企画費	2,590,096	23,709	2,613,805
	3 防災費	143,605	2,912	146,517
3 民生費		31,771,638	33,083	31,804,721
	1 社会福祉費	9,416,544	28,140	9,444,684
	2 高齢者福祉費	1,062,704	1,905	1,064,609
	3 児童福祉費	11,207,558	750	11,208,308
	4 生活保護費	9,185,769	2,288	9,188,057
4 環境衛生費		4,524,732	500	4,525,232
	1 環境保全費	327,545	500	328,045
7 商工費		3,293,090	82,244	3,375,334
	1 商工費	3,293,090	82,244	3,375,334
8 土木費		8,052,865	150,000	8,202,865
	2 道路橋りょう費	2,799,714	150,000	2,949,714
10 教育費		3,647,230	4,433	3,651,663
	4 社会教育費	538,604	4,433	543,037

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 諸支出金		9,286,566	604,000	9,890,566
	2 基金費	695,720	54,000	749,720
	3 諸費	152,182	550,000	702,182
歳 出 合 計		91,854,204	904,105	92,758,309

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
企業立地振興条例に基づく助成金(令和7年度分)	令和8年度から 令和9年度まで	138,685
学 校 給 食 調 理 等 業 務 委 託	令和8年度から 令和10年度まで	966,240
学 校 給 食 配 送 ・ 回 収 等 業 務 委 託	令和8年度から 令和12年度まで	820,255

第3表 地方債補正

変 更

(単位:千円)

起 債 の 目 的	追 加 の 別	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道 路 整 備 事 業	変 更 前	1,167,200	証書又は証券	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入先と協議する。 ただし、財政の都合 により繰上償還をな し、又は低利債に借 換えすることができる。
	変 更 後	1,317,200	〃		
合 計	補 正 額	150,000			
	補 正 前 の 額	7,612,500			
	補 正 後 の 額	7,762,500			

1 歳入事項別明細書

国庫支出金

(単位：千円)

款			補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
項		区 分				金 額		
目								
16 国庫支出金			19,659,740	55,015	19,714,755			
2 国庫補助金			3,797,120	55,015	3,852,135			
1 総務費国庫補助金			143,978	10,515	154,493	2 企画費国庫補助金	10,515	スポーツ習慣化促進事業費 10,515
2 民生費国庫補助金			904,214	2,960	907,174	1 社会福祉費国庫補助金	546	地域生活支援経費 546
						3 生活保護費国庫補助金	1,144	生活困窮者就労準備支援事業費 1,144 業務効率化事業費 補助対象額2,288千円×補助率1/2
						4 高齢者福祉費国庫補助金	1,270	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費 1,270
7 特定防衛施設周辺整備補助金			138,684	1,900	140,584	1 特定防衛施設周辺整備調整交付金	1,900	コミュニティセンター施設等整備費 1,900
9 再編関連訓練移転等交付金			114,630	5,500	120,130	1 再編関連訓練移転等交付金	5,500	勇払公民館屋上避難整備事業費 1,700 勇払公民館整備事業費 3,800
12 新しい地方経済・生活環境創生交付金			127,500	6,000	133,500	1 新しい地方経済・生活環境創生交付金	6,000	都市再生コンセプトプラン推進事業費 6,000
13 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			58,325	28,140	86,465	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	28,140	定額減税不足額給付事業費 28,140

道支出金

(単位：千円)

款		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
項					区 分	金 額	
目							
17 道支出金		6,009,824	978	6,010,802			
1 道負担金		4,552,824	978	4,553,802			
4 カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波災害に係る災害救助負担金			978	978	1 カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波災害に係る災害救助負担金	978	カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波災害に係る災害救助負担金 978

財産収入

(単位：千円)

補正前				補正		説明
款			計	節		
項				区	分	
目			額			
18 財産収入			350,697	54,000	404,697	
2 財産売却収入			209,327	54,000	263,327	
3 出資金返還収入				54,000	54,000	1 出資金返還収入 株式会社苦東出資金返還収入 54,000

寄附金

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計	節		説明
項					区分	金額	
目							
19 寄附金		1,549,710	4,623	1,554,333			
1 寄附金		1,549,710	4,623	1,554,333			
2 総務費寄附金		198,500	500	199,000	3 コミュニティ施設費寄附金	500	苫小牧市民文化ホール整備運営事業費指定寄附金500
4 民生費寄附金		1,200	750	1,950	1 児童福祉総務費寄附金	750	児童福祉総務費寄附金750
5 環境衛生費寄附金			500	500	1 公害対策費寄附金	500	公害対策費指定寄附金500
6 労働費寄附金			100	100	1 労働諸費寄附金	100	就業支援事業費指定寄附金100
7 教育費寄附金			2,773	2,773	1 諸費寄附金	2,773	多子世帯給食費助成事業費指定寄附金2,773

繰入金

(単位：千円)

款			計	節		説 明		
項		補 正 前 の 額		補 正 額	区 分		金 額	
目								
20 繰入金			3,427,053	457	3,427,510			
2 基金繰入金			3,363,139	457	3,363,596			
12 財政調整基金繰入金			1,669,610	825	1,670,435	1 財政調整基金繰入金	825	財政調整基金繰入金 825
15 総合戦略推進基金繰入金			434,370	△ 368	434,002	1 総合戦略推進基金繰入金	△ 368	総合戦略推進基金繰入金 △ 368

繰越金

(単位：千円)

繰越金			繰越金			繰越金			
款			補正前の額	補正額	計	節			
項						区	分	金	額
目									
21 繰越金			285,290	639,032	924,322				
1 繰越金			285,290	639,032	924,322				
1 繰越金			285,290	639,032	924,322	1 前年度繰越金	639,032		
						前年度繰越金	639,032		

市債

(単位：千円)

市債								
款			補正前の額	補正額	計	節		説明
項						区分	金額	
目								
23 市債			7,612,500	150,000	7,762,500			
1 市債			7,612,500	150,000	7,762,500			
4 土木債			2,850,900	150,000	3,000,900	1 道路整備事業債	150,000	道路整備事業債150,000

2 歳出事項別明細書

総務費

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
2 総務費		8,943,003	29,845	8,972,848	21,639		1,325	6,881			
1 総務管理費		5,768,835	3,224	5,772,059	2,446		500	278			
1 一般管理費		1,043,666	1,094	1,044,760	546			548	12 委託料	1,094	●総合行政システム事業費 1,094
					社会福祉費国 庫補助金 546						
8 コミュニティ 施設費		3,947,087	2,130	3,949,217	1,900		500	△ 270	17 備品購入費	2,130	●コミュニティセンター施設等整備費 2,130
					特定防衛施設 周辺整備調整 交付金 1,900		コミュニティ 施設費寄附金 500				
2 企画費		2,590,096	23,709	2,613,805	16,515		825	6,369			
1 企画調整費		1,372,509	6,000	1,378,509	6,000				12 委託料	6,000	●都市再生コンセプトプラン推進事業費 6,000
					新しい地方経 済・生活環境 創生交付金 6,000						
3 スポーツ振興 費		116,817	10,515	127,332	10,515				12 委託料	10,515	●スポーツ習慣化促進事業費 10,515
					企画費国庫補 助金 10,515						

総務費

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
4 スポーツ施設費	877,395	7,194	884,589			825	6,369	10 需用費 12 委託料 14 工事請負費	2,394 785 4,015	●スポーツ施設整備費 10 消耗品費 12 委託料 14 工事請負費	7,194 2,394 785 4,015
						繰入金 825					
3 防災費	143,605	2,912	146,517	2,678			234				
2 災害対策費	120,018	2,912	122,930	2,678			234	10 需用費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 17 備品購入費	672 436 85 1,719	●勇払公民館屋上避難整備事業費 10 消耗品費 17 備品購入費 ●カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波 災害対応事業費 10 食糧費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	1,934 215 1,719 978 457 436 85
				再編関連訓練 移転等交付金 1,700 カムチャツカ 半島付近の地 震に伴う津波 災害に係る災 害救助負担金 978							

民生費

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					特定財源			一般財源	区分	金額	
					国道支出金	地方債	その他				
3	民生費	31,771,638	33,083	31,804,721	30,554		750	1,779			
	1 社会福祉費	9,416,544	28,140	9,444,684	28,140						
	1 社会福祉総務費	319,437	28,140	347,577	28,140				18 負担金補助及び交付金	28,140	●定額減税不足額給付事業費28,140
					物価高騰対応 重点支援地方 創生臨時交付金 28,140						
	2 高齢者福祉費	1,062,704	1,905	1,064,609	1,270			635			
	1 高齢者福祉総務費	994,585	1,905	996,490	1,270			635	18 負担金補助及び交付金	1,905	●地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費1,905
					高齢者福祉費 国庫補助金 1,270						
	3 児童福祉費	11,207,558	750	11,208,308			750				
	1 児童福祉総務費	4,209,060	750	4,209,810			750		24 積立金	750	●こども・子育て応援基金積立金750
							児童福祉総務 費寄附金 750				
	4 生活保護費	9,185,769	2,288	9,188,057	1,144			1,144			
	1 生活保護総務費	66,175	2,288	68,463	1,144			1,144	12 委託料	2,288	●生活保護システム改修事業費2,288

民生費

(単位：千円)

款			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
項						特定財源			一般財源	区分	金額		
目						国道支出金	地方債	その他					
						生活保護費国庫補助金							
						1,144							

環境衛生費

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
4 環境衛生費	4,524,732	500	4,525,232			500					
1 環境保全費	327,545	500	328,045			500					
1 公害対策費	288,920	500	289,420			500		10 需用費	279	●ゼロカーボン推進啓発事業費	500
						公害対策費寄附金		11 役務費	2	10 消耗品費	279
								12 委託料	219	11 火災保険料	2
										12 委託料	219
						500					

労働費

(単位：千円)

労働費	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
	項				特定財源			一般財源	区分		金額
					目	国道支出金	地方債				
	5 労働費	298,021		298,021			100	△ 100			
	1 労働諸費	298,021		298,021			100	△ 100			
	1 労働諸費	277,314		277,314			100	△ 100			●就労支援事業費【財源更正】
							労働諸費寄附金				
							100				

商工費

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
7 商工費	3,293,090	82,244	3,375,334				82,244			
1 商工費	3,293,090	82,244	3,375,334				82,244			
2 企業立地推進費	1,079,323	82,244	1,161,567				82,244	18 負担金補助及び交付金	82,244	●企業立地振興条例助成金82,244

土木費

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
8 土木費	8,052,865	150,000	8,202,865		150,000					
2 道路橋りょう費	2,799,714	150,000	2,949,714		150,000					
2 道路新設改良費	1,853,753	150,000	2,003,753		150,000			14 工事請負費	150,000	●単独道路舗装事業費 41,000 ●単独道路新設改良費 109,000
					道路整備事業債 150,000					

教育費

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
10	教育費	3,647,230	4,433	3,651,663	3,800		2,405	△ 1,772			
	1 教育総務費	1,699,428		1,699,428			2,405	△ 2,405			
	5 諸費	611,732		611,732			2,405	△ 2,405			●多子世帯給食費助成事業費【財源更正】
							諸費寄附金 2,773				
							総合戦略推進 基金繰入金 △ 368				
	4 社会教育費	538,604	4,433	543,037	3,800			633			
	3 公民館費	18,236	4,433	22,669	3,800			633	14 工事請負費	4,433	●勇払公民館施設整備事業費
					再編関連訓練 移転等交付金 3,800						4,433

諸支出金

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
12 諸支出金	9,286,566	604,000	9,890,566			54,000	550,000			
2 基金費	695,720	54,000	749,720			54,000				
2 減債基金積立金	5,282	54,000	59,282			54,000		24 積立金	54,000	●減債基金積立金 54,000
						出資金返還収入 54,000				
3 諸費	152,182	550,000	702,182				550,000			
2 償還金	150,000	550,000	700,000				550,000	22 償還金利子及び割引料	550,000	○過誤納還付金外 550,000

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

追 加

(単位：千円)

款	事 項	限 度 額	8 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間 金 額		特 定 財 源			一 般 財 源
					国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
商 工 費	企業立地振興条例に基づく助成金（令和7年度分）	138,685	8～9	138,685				138,685
教 育 費	学 校 給 食 調 理 等 業 務 委 託	966,240	8～10	966,240				966,240
	学 校 給 食 配 送 ・ 回 収 等 業 務 委 託	820,255	8～12	820,255				820,255

地 方 債 に 関 す る 調 書

変 更

(単位：千円)

区 分		前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1	普 通 債			150,000		150,000
	(5) 土 木			150,000		150,000
合 計	補 正 額			150,000		150,000
	補 正 前 の 額	86,819,753	88,231,990	7,612,500	7,776,117	88,068,373
	補 正 後 の 額	86,819,753	88,231,990	7,762,500	7,776,117	88,218,373

議案第 11 号

令和 7 年度苫小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

苫小牧市長 金 澤 俊

令和 7 年度苫小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）

令和 7 年度苫小牧市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に
定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 816 千円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15, 522, 787 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 繰越金			5,816	5,816
	1 繰越金		5,816	5,816
歳 入 合 計		15,516,971	5,816	15,522,787

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 基金積立金		1,465	5,816	7,281
	1 基金積立金	1,465	5,816	7,281
歳 出 合 計		15,516,971	5,816	15,522,787

1 歳入事項別明細書

繰越金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 繰越金	0	5,816	5,816			
1 繰越金	0	5,816	5,816			
1 繰越金	0	5,816	5,816	1 前年度繰越金	5,816	前年度繰越金 5,816

2 歳出事項別明細書

基金積立金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳 一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
5 基金積立金	1,465	5,816	7,281				5,816			
1 基金積立金	1,465	5,816	7,281				5,816			
1 国民健康保険事業基金積立金	1,465	5,816	7,281				5,816	24 積立金	5,816	●国民健康保険事業基金積立金 5,816

議案第 12 号

令和 7 年度苫小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

令和 7 年度苫小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）

令和 7 年度苫小牧市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 94,562 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,449,337 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金		3,430,395	29,567	3,459,962
	1 国庫負担金	2,539,432	24,328	2,563,760
	2 国庫補助金	890,963	5,239	896,202
4 支払基金交付金		3,951,803	388	3,952,191
	1 支払基金交付金	3,951,803	388	3,952,191
5 道支出金		2,132,626	3,274	2,135,900
	2 道補助金	84,695	3,274	87,969
7 繰入金		2,789,818	45,045	2,834,863
	2 基金繰入金	217,310	45,045	262,355
8 繰越金		10	16,288	16,298
	1 繰越金	10	16,288	16,298
歳 入 合 計		15,354,775	94,562	15,449,337

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保険給付費		14,114,998	0	14,114,998
	1 介護サービス等諸費	12,926,233	0	12,926,233
6 諸支出金		68,914	94,562	163,476
	1 償還金及び還付加算金	5,000	94,562	99,562
歳 出 合 計		15,354,775	94,562	15,449,337

1 歳入事項別明細書

国庫支出金

(単位：千円)

款			節		説	明		
項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	区 分			金 額	
目								
3 国庫支出金			3, 430, 395	29, 567	3, 459, 962			
1 国庫負担金			2, 539, 432	24, 328	2, 563, 760			
1 介護給付費負担金			2, 539, 432	24, 328	2, 563, 760	1 介護給付費負担金	24, 328	過年度分24, 328
2 国庫補助金			890, 963	5, 239	896, 202			
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）			104, 268	5, 239	109, 507	1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	5, 239	過年度分5, 239

支払基金交付金

(単位：千円)

支払基金交付金				節		説 明
款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	区 分	金 額	
項 目						
4 支払基金交付金	3,951,803	388	3,952,191			
1 支払基金交付金	3,951,803	388	3,952,191			
2 地域支援事業支援交付金	140,762	388	141,150	1 地域支援事業支援交付金	388	過年度分388

道支出金

(単位：千円)

道支金

（年度：1111）

款	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 道支出金	2,132,626	3,274	2,135,900			
2 道補助金	84,695	3,274	87,969			
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	65,167	3,274	68,441	1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	3,274	過年度分3,274

繰入金

(単位：千円)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 繰入金	2,789,818	45,045	2,834,863			
2 基金繰入金	217,310	45,045	262,355			
1 介護給付費準備 基金繰入金	217,310	45,045	262,355	1 介護給付費準備 基金繰入金	45,045	介護給付費準備基金繰入金 45,045

繰越金

(単位：千円)

繰越金			繰越金			繰越金	
款	補正前の額	補正額	計	節		説明	
項				区 分	金 額		
目							
8 繰越金	10	16,288	16,298				
1 繰越金	10	16,288	16,298				
1 繰越金	10	16,288	16,298	1 前年度繰越金	16,288	前年度繰越金 16,288	

2 歳出事項別明細書

保険給付費

(単位：千円)

保険給付費												(単位：円)	
款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
項	目				特定財源		一般財源	区分	金額				
					国道支出金	地方債その他							
2 保険給付費		14,114,998	0	14,114,998		45,045	△ 45,045						
1 介護サービス等諸費		12,926,233	0	12,926,233		45,045	△ 45,045						
1 介護サービス給付費		4,578,747	0	4,578,747		45,045	△ 45,045			○居宅介護サービス給付費【財源更正】			
						介護給付費率 備基金繰入金 45,045							

諸支出金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債その他				
6 諸支出金	68,914	94,562	163,476			94,562			
1 償還金及び還付加算金	5,000	94,562	99,562			94,562			
1 償還金及び還付加算金	5,000	94,562	99,562			94,562	22 償還金利子及び割引料	94,562	○償還金及び還付加算金94,562

議案第 13 号

苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例（平成 6 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条及び第 9 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 12 条第 1 号中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

公職選挙法施行令の改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を改定するため、関係規定を整備する。

議案第 14 号

苫小牧市職員の育児休業等に関する条例及び苫小牧市一般職の職員に
関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市職員の育児休業等に関する条例及び苫小牧市一般職の職員に
関する条例の一部を改正する条例

(苫小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 苫小牧市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 7 号）の一部
を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「（非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定
する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。）にあつ
ては、3 歳）」を削り、「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」
を「全部又は一部」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年 4 月 1 日か
ら翌年 3 月 31 日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内
のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを任命権者
に申し出るものとする。

- (1) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内
- (2) 1 年につき一定時間を超えない範囲内

第15条第6項中「、第11条第2項」を削り、同項を同条第12項とし、同項の前に次の1項を加える。

11 任命権者は、部分休業をしている職員が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合は、当該部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 部分休業に係る子を養育しないこととなったとき。
- (2) 職員が第4項の規定による変更をしたとき。

第15条中第5項を第10項とし、同項の前に次の1項を加える。

9 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

第15条第4項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、「2時間から」の次に「当該」を加え、同項を同条第8項とし、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項の次に次の4項を加える。

3 前項第2号に規定する一定時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。）以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

4 第2項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

5 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による部分休業の請求をすることができる。

6 第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

（妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等）

第16条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準じる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするた

め、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(苫小牧市一般職の職員に関する条例の一部改正)

第2条 苫小牧市一般職の職員に関する条例（昭和26年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「よつて」を「よって」に改める。

第3条の2第2号中「なつた」を「なった」に改める。

第4条中「よつて」を「よって」に改める。

第5条第4項中「あつて」を「あって」に、「至つた」を「至った」に改める。

第6条の2第1項中「至つた」を「至った」に改める。

第10条及び第12条第11項ただし書中「あつて」を「あって」に改める。

第15条第1項中「にあつて」を「にあって」に改め、同項第1号中「なつた」を「なった」に改め、同項第2号中「あつた」を「あった」に、「あつて」を「あって」に、「なつた」を「なった」に改める。

第15条の4第1項及び第15条の5第2項中「あつて」を「あって」に改める。

第15条の5の2の見出し中「職員」の次に「等」を加え、同条第1項中「申告、」を削り、「（次条）の次に「及び第15条の7」を加える。

第15条の6の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の7 任命権者は、苫小牧市職員の育児休業等に関する条例第16条第1項の措置を講じるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以

下この項において「申出職員」という。) に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 苫小牧市職員の育児休業等に関する条例第 16 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、任命権者が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第 16 条第 1 項中「なつた」を「なった」に、「行つて」を「行って」に改

める。

第18条中「もつて」を「もって」に改める。

別表第1中「従つて」を「従って」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の苫小牧市職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第1項から第5項までの規定の例により、同条第2項各号のいずれの範囲内で部分休業（同条第1項に規定する部分休業をいう。以下この項において同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（改正後の条例第15条第4項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第2項の規定による申出及び同条第4項の規定による変更並びに同条第1項の規定による請求とみなす。
- 3 改正後の条例第15条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の条例第15条第3項の規定の適用については、同項第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同項第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 4 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の苫小牧市一般職の職員に関する条例第15条の7第2項の規定の例により、同項各号に掲

げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、部分休業制度を拡充するとともに、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認を行う等のため、関係規定を整備する。

議案第 15 号

苫小牧市福祉ふれあいセンター条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市福祉ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

苫小牧市福祉ふれあいセンター条例（平成 27 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、条例で引用している同法の条項に移動があったため、関係規定を整備する。

議案第 16 号

苫小牧市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市立病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 36 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号中「378 床」を「368 床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

一般病床数を削減するため、関係規定を整備する。